

令和6年度
事業計画書



社会福祉法人 一真会
ISSHINKAI social welfare corporation

(福)一真会
令和6年度 事業計画

— もくじ —

- I 基本方針
 - II 運営事業
 - III 役員の状況及び理事会等の開催
 - IV 組織図
 - V 運営方針
 - VI 事業目標
 - VII 資金計画及び資金収支予算
 - VIII 人事計画
 - IX 会議・委員会計画
 - X 事業所別運営計画(別紙)
 - XI 事業所別利用計画
 - XII その他の計画
-

社会福祉法人 一真会

令和6年度 事業計画

法人基本理念

私たちは、生活の基準のすべてをお客様に負っている事を自覚し、お客様一人ひとりの人権・人間性を重んじその人らしい生活を送ることができるようあらゆる面から支援します。福祉は究極のサービスととらえ、地域のベスト介護・福祉事業者を目指す法人としてお客様へ最も優れたサービス(人財)を提供することにより、人々が豊かでゆとりある生活・文化の向上と地域社会の発展に貢献します。

I.法人基本方針

令和5年度は、新型コロナウイルスの法的位置づけが「5類」へ引き下げられたことにもない、不安や閉塞感から開放され、徐々にではありますが社会経済活動の正常化が進み、脱コロナの動きが本格化したことで、普段の日常を取り戻し始めた年でした。一方で、ウィルス自体が消滅したわけではなく、今なお続く新型コロナウイルス感染症の影響と物価高騰により、法人運営を行う環境は依然として厳しい状況が続いております。

本年度は、介護・医療・障害の3分野での報酬改定(トリプル改定)が行われ、報酬増となった事業サービスがある一方で大幅な報酬減となった事業サービスもあります。法人の収入は、福祉サービスを提供することで支払われる公的価格で定められており、法人の判断でサービス利用料の値上げ(価格への転嫁)ができません。私たち社会福祉法人は、ガバナンス強化や事業運営の透明性、財務規律の強化、地域での公益的取り組みなどが求められる中で、今後も安定的・継続的な事業を展開し「持続可能な経営」を行っていくには、多様化する福祉ニーズへの対応が必要であり、「地域のために何をしているのか」という自覚を持つ事が重要です。ご利用者の健康で安心・安全な生活を守るために、今一度私たちの立場をしっかりと理解し、社会福祉法人としての使命と責任を果たしてまいります。

II.重点実施計画

(1)健全経営に向けた取り組み

- ①透明性ある施設運営による事業継続
- ②報酬改定に対応した各種加算の取得
- ③地域福祉ニーズや地域課題に対応した安定的な財務基盤の確立
- ④収入と支出に係る継続的な見直し及び経営分析による経営・財務基盤の強化

(2)サービスの質の向上

- ①法人基本理念に基づいた良質なサービス提供に向けた取り組みの継続
- ②各委員会組織を中心とした利用者サービス・業務改善等取り組みの活性化
- ③ICT等の導入による業務効率化と介護・支援サービス及び生産性向上の推進

(3)人材の確保及び定着(人財育成)

- ①採用ツール(求人案内・パンフレット・HP・SNS等)を通じて、良質な人材確保と定着の強化
- ②多様な働き方の実現に向けた体制の整備
- ③介護ロボット、ICTの活用による負担軽減と職場環境の整備
- ④新任・中堅・管理者毎の階層別での研修の充実とフォローアップの強化
- ⑤職員の健康増進を含めた福利厚生等のサポート強化と推進
- ⑥ワークライフバランスの推進

(4)地域における公益的取り組みの推進

- ①ボランティア・実習生の積極的な受け入れ
- ②地域行事への参加を促進し地域住民との関係性を強化
- ③介護職員初任者研修の開講
- ④出前講座等により法人が保有するノウハウを地域に還元し公益的役割を發揮
- ⑤訪問看護による在宅医療の強化

Ⅲ.運営事業

1. 社会福祉事業

(1)高齢者福祉(介護保険事業)

- ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
特別養護老人ホーム 花むつみ(定員29名) 【第1種社会福祉事業】
- ②小規模多機能型居宅介護
小規模多機能の家 花むつみ(登録定員29名) 【第2種社会福祉事業】
小規模多機能の家 サテライト花むつみ(登録定員18名)
- ③居宅介護支援 介護の相談所 花むつみ 【公益事業】※会計上は社会福祉事業
- ④通所介護
炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ(定員10名) 【第2種社会福祉事業】
- ⑤短期入所生活介護
風薫る宿 花むつみ(定員28名) 【第2種社会福祉事業】

(2)児童福祉事業

- ①にしの杜保育園(定員70名) 【第2種社会福祉事業】
- ②学童保育 十文字なかよし(定員40名) 【第2種社会福祉事業】

2. 公益事業

- ①高齢者等住まい・生活支援事業
高齢者くらしのサポートセンター 花むつみ
- ②人材育成養成研修事業
介護職員初任者研修 ぬくもり“care”スクール 花むつみ
- ③訪問看護事業
訪問看護ステーション 花むつみ

3.その他事業

①地域支援事業(法人地域貢献事業)

多世代地域サロン coco de 輪っこ

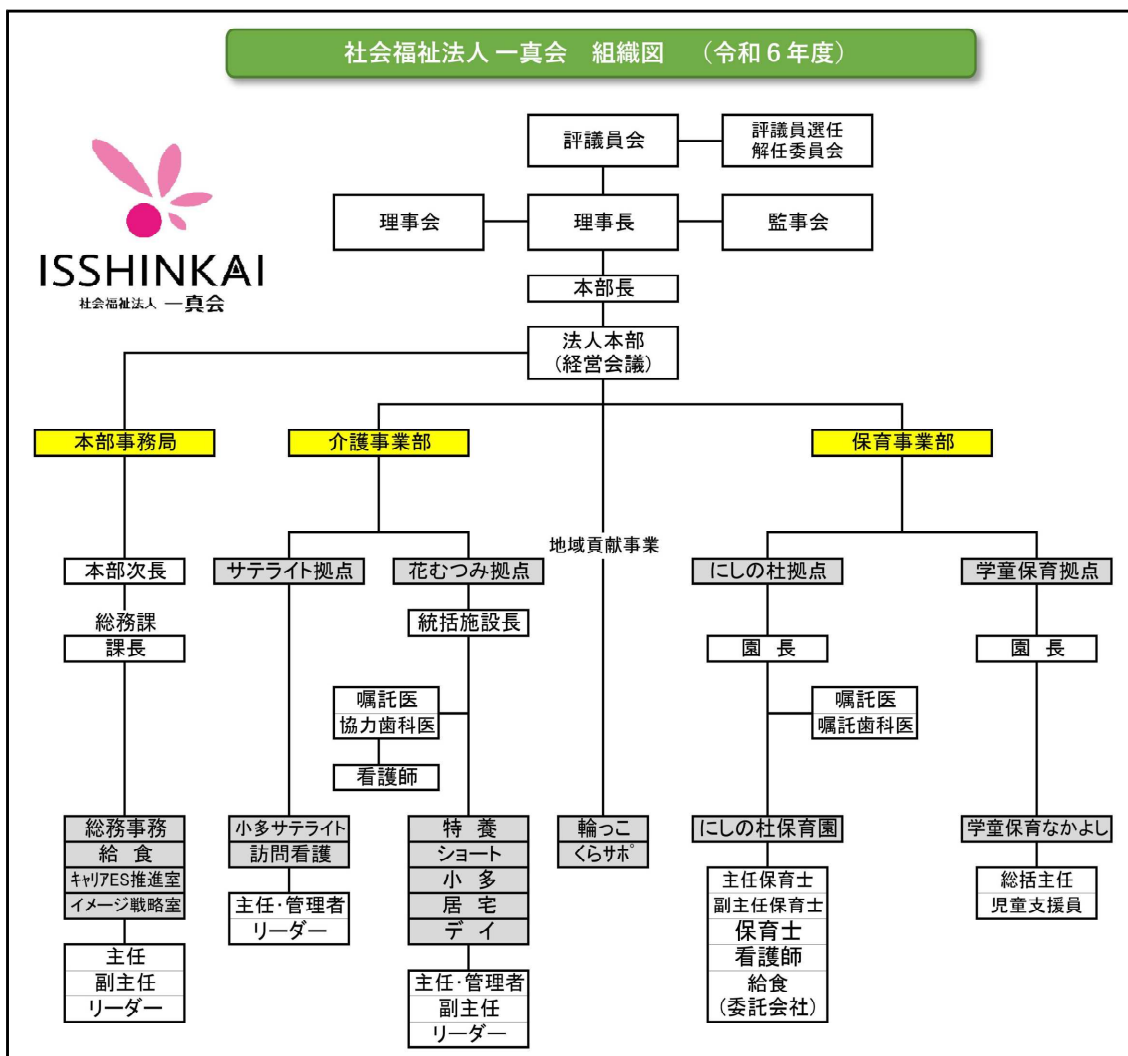
IV.役員 の 状 況 及 び 理 事 会 等 の 開 催

(1)役員等数 評議員 7名／理事 6名／監事 2名／評議員選任解任委員 4名

(2)定例理事会等の開催

1. 監事による法人監査の実施(5月中旬)
2. 第1回理事会(5月下旬) 前年度事業報告・決算の承認
3. 評議員会 (6月上旬) 前年度事業報告・決算の承認等
4. 第2回理事会(11月下旬) 中間報告・補正予算等
5. 第3回理事会(3月下旬) 次年度事業計画案・予算案等

V.組織体制図



VI.事業運営方針

1.介護事業部

「慈・愛・心・睦」の施設運営理念のもと、ご利用者一人ひとりが、その人らしく生きていける生活の支援を実践していき、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。
単なる介護福祉施設で完結せず、各事業を通じて福祉・介護についてのノウハウ・情報を地域に開放し、介護の社会化を目指し福祉教育の一助となる事業展開を進めていきます。
そして、地域に密着した施設として、地域行事や地域密着型運営推進会議等により、地域住民への情報発信及び意見を収集した中で、開かれた施設運営を行うことで、ご利用者と地域との架け橋となるよう努めます。

<運営方針>

- ①業界の需給状況の変化や制度改定など市場環境の変化を見据え、お客様のニーズを把握し、お客様の立場に立ったより良いサービスを提供するために、常に改善意識をもち実践していく。
- ②自立経営の実現を軸に、経営基盤や組織作りを支えるのが職員であると位置づけ、その一人ひとりが考え主体的に行動できる風土を、職場をあげて取り組みを強化していく。
また、職員教育にも継続して力を入れ、本部機能として人財開発を手掛けるメンバー体制の強化を図り、外部・内部研修で研鑽を重ね一人ひとりのマンパワーの育成を行っていく。
- ③事業継続に必要な財源確保のため、マーケティング力・情報発信、或いはニーズの発掘などをもとに、適切な収入を確保する。また財務計画に基づき、適切で且つ最少の経費で最大の効果が得られる経営を目標に基盤強化に努める。
- ④地域から愛され求められる運営を行なうため、地域住民との交流と連携を図っていく。また、地域の交流センターとも連携した取組みを継続して行っていく。

施設運営理念

慈 愛 心 睦
きずな おもいやり つながり ふれあい

私たちは、みなさまと互いに寄り添い、やすらぎのある環境の中で、一人ひとりの意思を尊重し、生き生きとした暮らしを支えていきます。

2.保育事業部

子どもの最善の利益を考慮し、専門性を有する職員が家庭との連携のもと養護と教育を行い、子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、自主性と社会性、郷土愛を育むよう、子どもたちの成長を見守る保育をしていきます。

<保育方針>

- ①安全な環境の中で、子どもたちが満足して生活できる保育を目指します。
- ②一人ひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育を目指します。
- ③集団生活の中で基本的な生活習慣を身につけ、友達との関わりの中で社会性を身につけることを目指します。
- ④家庭との連携を大切に、子供の成長を見守る保育を行います。
- ⑤地域との関わりを大切にし郷土愛を育みます。

保育目標

心身ともに健康な子ども 意欲的に遊べる子ども 感性豊かな思いやりある子ども

VII.事業目標

1.経営・財務基盤の安定化(自立健全経営の実現)

- ①必要なサービス体制の強化と質の向上を図るとともに、各加算報酬の算定体制を整えていく。
- ②事業の稼働率確保を目標として情報発信等の広報・営業活動を通じたニーズの発掘をし、今後も利用者数を継続維持できる事業運営を行う。
- ③安定的なサービス提供をもとに、ご利用者の利用促進を図る。

2.組織づくりと人材育成・人事制度

- ①しくみの見直し等も図りながら、職員一人ひとりのマンパワーを育てる環境を整え、法人としての組織づくりを行ない、組織力を強化する。
- ②多様な働き方の実現に向け、考えうる就労形態を随時検討し、職員体制の充実を図る。
- ③介護ロボット導入やICT化を進め、サービス提供体制の強化と効率化を図り、介護・支援サービスの向上を目指す。
- ④キャリア推進室との連携を密にし、研修計画(OJT・OFF-JT)をたてることで、新任・中堅・役職等の段階に応じた研修を通じ、人材育成を図る。
- ⑤スキルアップのための資格取得を応援し、その制度の拡充を図る。
- ⑥福利厚生については、社会保険等は勿論のこと、職員が「働きやすい環境」「働きがいのある環境」づくりをし、仕事と家庭の両立支援を推進しながら人材の定着を図る。

3.社会機能の強化

①地域交流と施設の開放

にしの杜保育園との連携を密にとり、子供たちとの交流を推進する。そして、地域の行事や施設行事に参加して頂き、地域との交流も積極的に推進し、高齢者の社会参加を促しながら、地域との交流を深めていく。

- ②地域のクリーンアップ等を行ない、地域の方々との交流を図る。
- ③人工炭酸泉の足湯を継続的に地域へ開放し発信することにより、人工炭酸泉の効能やメリット等の普及とともに、地域住民と利用者の交流の促進を図る。
- ④施設が保有するノウハウを活用し、地域での介護教室の開催・介護サービス見学会、介護職員初任者研修などを通して、地域の財産となるよう努めていく。
(十文字西交流センターとの密な連携)
- ⑤個人情報保護と情報開示
個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。また、個人情報の利用目的を特定し、公正かつ適切に取り扱う。
情報開示について、情報公開制度や地域密着型サービス外部評価及び広報紙の活用、決算報告・事業報告、日々の活動等をホームページ等を通じて公開する。
また、労働環境・会社制度等の情報開示も行い、慢性的に不足している人材の確保策としての一環として推進していく。
- ⑥ニーズの発掘
日常生活支援からの利用者ニーズは勿論のこと、居宅介護支援事業における相談内容による発掘、通所介護事業やショートステイ事業などの在宅サービス事業におけるニーズ、また家族アンケートや地域交流等を通じてニーズの発掘を行う。
- ⑦行政及び同業者との連携
横手市健康福祉部、各地域局福祉課、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者・その他同業者との更なる連携を図り、地域福祉の活性化に貢献する。

4.危機管理体制(リスクマネジメント)

- ①サービス提供体制
介護事故を未然に防止する体制の強化。ヒヤリはっと等の集計により、一つの事故の前兆を把握し未然に防止する体制を管轄委員会にて行う。
- ②災害防止対策
委員会の開催、事業所毎のBCP(業務継続計画)を作成し、計画、研修の実施、災害発生時の訓練を行う。
施設内外の危険箇所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底する。
施設の防災設備が円滑に機能するように、点検、設備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないように努める。
火災・地震・水害等の災害が発生した場合、利用者様の安全確保に迅速に対応できるよう、地域の消防団等の協力を得ながら、年2回の防災訓練を行なう。
また、他県で発生した福祉施設の水災被害の教訓も受け、国の指針等に従い防災対策も行っていく。
- ③感染症対策
委員会の開催、事業所毎のBCP(業務継続計画)を作成し、計画、研修の実施、災害発生時の訓練を行う。
内部研修や外部研修、うがい、手洗い、マスクの着用を基本とし、初期対応の重要性を認識し、必要時には居室隔離及びその他対応策を実行する。また、出勤時の検温や体

調不良時の上司への報告も徹底する。さらに、嘱託医とも連携を密にし、拡大防止を図る。

5.会議・委員会活動

- ①花むつみの理念に沿った会議・委員会による活動を行い、自発的な組織活動を促す中で自立した組織体制の構築を継続することで、地域社会の一員としての機能強化も図る。
(後述:会議委員会活動参照)

6.環境整備と社会貢献活動

- ①施設内外の環境を整備し、地域に愛される施設づくりをしていく。敷地内における樹木等の管理や草刈り作業等による景観整備も継続していく。
- ②施設経年劣化等による修繕箇所等も発生してくると思われるため、日々の管理を徹底していく。
- ③居住支援協議会の会員として、「高齢者くらしのサポートセンター事業」の継続的な推進や、地域の元気高齢者を対象とした地域連携事業、そしてサロン活動なども行っていくことで、社会福祉法人としての責務を全うし、地域に開かれた運営を行い、社会貢献活動につなげる。

7.マーケティング戦略とコミュニケーション力の強化

①マーケティング戦略

事業ごとに変容する競争環境や内部状況に合わせ、マーケティング戦略の策定と実施を主軸とし、多くのニーズに応えられるサービス提供体制を敷いていく。

また、将来の環境の変化に備え、安定的な経営基盤を構築するため、既存事業のみならず、新たな事業やサービス又は事業連携の可能性などを研究・模索していく。

②コミュニケーション力・広報戦略

「イメージ戦略担当者会議」において、介護業界のイメージアップ及び法人の魅力等を伝えるツールとしてのホームページ・Webメディア・その他SNS、各種媒体等を通じた広報活動の強化していく。

また、メディアのみならず職員が一丸となり、各方面への広報活動も行うなかで地域とのコミュニケーション力も強化していく。

その他、マスコットキャラクター「花シス」も活用し、親しみやすい法人としての取組みを行っていく。



マスコットキャラクター " 花シス "

8. 苦情解決と権利擁護

苦情解決窓口の設置はもとより、第三者委員の設置による助言等により、公平な観点から苦情の迅速かつ適切な解決に努める。

また、利用者等の苦情をサービスの向上のための貴重な意見として位置づけ、積極的に検討し今後のサービス向上に活かす。

権利擁護については、虐待防止の組織的取り組みを委員会にて行う。

Ⅷ. 資金計画及び資金収支予算

運営経費は、介護事業部は介護サービス利用料及び介護給付をもって運営する。

また、保育事業部は、保育給付費及び事業補助金、学童委託料をもって運営する。

運営にあたっては、運営経費のより効率的な執行を図り、その節減に努める。

(資金収支予算計画は別紙「資金収支予算書」のとおり)

Ⅸ. 人事計画

1. 職員の処遇改善

介護職は、現行の「処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ加算」の3つが統合され、新たに「介護職員等処遇改善加算(仮称)」となる。

保育士の処遇改善を目的とした「処遇改善加算Ⅰ」、「処遇改善加算Ⅱ」、「処遇改善加算Ⅲ」の加算も含め、要件を満たし確実に算定・取得をし、介護職員並びに保育士に分配する。

処遇改善を通して、職員の定着または人材確保策の一環としてつなげていく。

2. 人事異動

人財育成並びにキャリアアップを目的とし、各ユニットや事業間での人事異動や配置変更等を行い、組織の活性化と組織力の強化を図る。

3. 人材確保策

介護・看護・保育の人材不足を背景に、人材の確保が困難になってきており、法人がもてる最大限の力を発揮し、人材確保を行うとともに、離職防止にも努める。

「イメージ戦略室」との連携を密にし、法人の情報をホームページ・SNSを媒体とした情報発信を行い、法人の職場制度や職員のイキイキとした職場風景などを公開し、法人の透明性

や考え方等をアピールしていく。さらに、各種就職フェア等にも積極的に参加し、法人の魅力など情報発信を行い、求職者に知ってもらうことも確保策の一環とする。

また、ハローワーク等の人材紹介業、または学校等の教育機関とも連携し確保につなげていく。

4.資格取得の奨励

関係資格の情報発信を絶えず行い、職員のキャリアアップを推進し、資格取得支援制度を活用し奨励していく。また、制度内容の拡充を検討する。

5.施設管理者・役職者計画

()は兼務

法人本部	本部長(1) 本部長次長(1)						副主任・リーダー
	総務課						
実施事業(施設)	施設長	課長・園長	管理者	副管理者	主任		
特別養護老人ホーム	1	1 ※施設長補佐含む	(1)	1	看護1・相談員1	総務1	副(1)・リ(3)
短期入所						栄養1	副1・リ1
小規模多機能			1				副1・リ(1)
小規模サテライト			1				
居宅介護支援			1				—
通所介護			1				—
くらしサポート			(1)				
保育園		1	—		保育士1	副1	
学童保育			(1)		統括1		

6.職員全体配置計画

法人全体職員数 : 合計 119名

【介護福祉事業】(令和6年4月1日現在)

SS=ショート

配置職員	本部	特養	SS	小多	サテ	居宅	通所	訪看	実数	備考
本部長	常	1							1	
本部長次長	常	1							1	
統括施設長		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			本部長兼務
施設長補佐	常	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			本部長次長兼務
総務課長	常	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			本部長次長兼務
施設・在宅課長	常	(1)	(1)	(1)					(1)	本部長兼務
総務事務	常	3	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)		3	
	非	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		1	
用務技師	常	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		1	
管理者	常	(1)	(1)	1	1	1	1	1	5	
副管理者	常	1							1	特養相談員兼務
介護職員	常	15	13	10	7		2		47	
	非	3	2	2	2		1		10	

配置職員		本部	特養	SS	小多	サテ	居宅	通所	訪看	実数	備 考
業務補助員	非		1	2						3	
看護職員	常		2	3	0	(1)			2	7	
	非			0				1		1	
嘱託医師	非		1	(1)						1	
生活相談員	常		1	(1)				(1)		1	相談員・管理者兼務
ケアマネージャー	常		1		(1)	(1)	(1)			1	
	非									0	
管理栄養士 栄養士	非		1	(1)	(1)			(1)		1	
	常		1	(1)	(1)			(1)		1	
調理員	常		3	(3)	(3)			(3)		3	
	非		5	(5)	(5)			(5)		5	
宿直管理人	非		(3)		3					3	
産休育休職員	常										
合 計	常	5	25	16	11	8	1	3	3	72	
	非	1	11	4	5	2		2		25	
	計	6	36	20	16	10	1	5	3	97	

【児童福祉事業】（令和6年4月1日現在）

配置職員		にしの杜保育園	学童保育なかよし	実数	備 考
園長	常	1		1	
参与	常	1		1	
副園長	常				
主任保育士	常	1		1	
副主任保育士	常	1		1	
保育士	常	9		9	
支援員	非			4	
支援員(補助)	非			1	
看護師	常	2		2	
	非				
産休育休職員	非				
その他	非	2		2	バス運転手1名、業務補助1名
合 計		17	5	22	※事務1名、用務2名本部兼務

※にしの杜保育園＝栄養士・調理員は外部業者へ委託(株式会社メフォス)

<職員データ> ※()は昨年値

●平均年齢 : 48歳 (47歳)

●男女比 : 男性 19% (20%) 女性 81% (80%)

Ⅸ.会議・委員会計画

(1) 花むつみ

○数字＝法制度上の必須委員会

<会議構成>

会議名	目的	構成職員
① 運営会議 (労働安全衛生委員会・苦情解決委員会・事故災害感染対策本部 含む)	・運営全般を通して各事業の課題抽出、検証、改善等のPDCAサイクルを行い、事業全体のサービス向上を目指す ・苦情解決の取組みを通じて、サービス向上を目的とする ・有事の際の事故災害等対策本部を設置し、その対応にあたる	役職者
② 地域密着型運営推進会議	・地域に密着し開かれた施設にする	地域代表・利用者 ・家族代表・行政職員・民生委員
③ 事業所会議・医務会議 (業務改善会議)	・各事業所及びキッチン等各部署における業務改善・行事計画実施・検討(位置付け＝スタッフ会議))	各配属職員
④ ユニット会議/ケア会議 (サービス担当者会議)	・個別の利用者の支援計画に基づき、サービス検討(感染・褥瘡・事故防止・身体拘束含む)(サービス担当者会議)	各配属職員
5 キャリア・ES推進定例会議	・キャリア推進室の進捗打合せ、今後の確認等	室員他
6 イメージ戦略担当者会議	・IT・紙媒体・施設環境等の改善により施設のイメージアップにつながる取り組みを行い、魅力や介護という仕事の楽しさ、やりがいを戦略的に広報	担当他
7 ユニット推進プロジェクト	・ユニット型特養として、お住いの方の「生活の質の維持と向上」を図る ・「シゴト」という部分に着眼点を置き、業務上の改善を行い、職員がやりがいを持って働ける職場環境を目指す	担当他

<委員会構成>

委員会名	目的	構成職員
① お引越し検討委員会 (入所判定)	・特養への入所において、透明性・公平性を確保し、要綱に従い入所判定を行う。	施設長・総務課長・相談員・介護主任・看護主任

	委員会名	目的	構成職員
②	ケア検討安全委員会	<p>(ケア連携)介護・看護の連携による医療的ケア実施にかかる体制等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(感染症対策)感染症予防対策及びマニュアル作成改定等行い、感染症を防ぐ対策及び有事の際の対策を図る ・(事故防止)事故防止の為の、ヒヤリはつとの集計・分析等によるリスクマネジメントを図る ・(身体拘束)身体拘束廃止に向けての取り組み ・(虐待防止対策)虐待防止のための取り組み 	施設長・総務課長・看護主任・介護主任・管理者
3	給食ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・食全般について検討し、食生活の向上を図る。 ・食中毒予防(※感染対策委員会との連携) 	各部署より・看護・調理等
4	ケアリングクオリティー向上委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がより快適・安全に生活向上 ・慈・愛・心・睦を基にケアの輪を重ねていくことを目指す 	各部署より
5	行事委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通し生活に潤いと充足感を提供 ・家族、地域、関係機関に理解や啓発を図る ・広報誌を発行し広く情報発信する 	各部署より
6	生産性向上・業務改善委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の向上を目的とし、生産性向上のための業務改善の取り組みを行う ・5S点検活動、整理 	各部署より
7	交通防災委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の予防警戒・鎮圧、利用者及び重要物件の安全を確保するための必要な事項の検討 ※BCP災害避難訓練 ・安全運転を喚起し、交通事故の防止に努める ・点検活動(美化清掃・車両・防災) 	
8	I'esプロジェクトチーム(あいズ)	<ul style="list-style-type: none"> ・社内での従業員満足(ES)を高めるための方法を検討し、意見交換や提案を行なう 	各部署より

	委員会名	目的	構成職員
		また、有効な手段で法人運営に反映できるよう、従業員の意見集約活動を行う	
9	職員互助会「睦み会」	・職員相互の融和と親睦を図るとともに、法人発展のために職員の英気を養うことを目的とする ※看護師1名	各部署より

(2) にしの杜保育園

	会議名	目的	構成職員
1	運営会議	・運営全般を通して各事業の課題抽出、検証、改善等のPDCAサイクルを行い、事業全体のサービス向上を目指す ・苦情解決の取り組みを通じて、サービス向上を目的とする ・有事の際の事故災害等対策本部を設置し、その対応にあたる	園長・主任・副主任
2	職員会議	園内全体のミーティング ・サービス検討、改善 ・行事確認等	全職員

X.事業所別運営計画・・・別紙のとおり

XI.事業別利用計画（利用人数・稼働率見込）

<稼働率(年平均)>

(1)特別養護老人ホーム	花むつみ	96.6%
(2)短期入所生活介護	風薫る宿 花むつみ	94.6%
(3)小規模多機能の家	花むつみ	86.0%
(4)小規模多機能の家	サテライト花むつみ	81.0%
(5)居宅介護支援	介護の相談所 花むつみ	別紙人数
(6)通所介護	炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ	72.0%
(7)訪問看護ステーション	花むつみ	10回/日
(8)にしの杜保育園	園児数平均	63名
(9)学童保育なかよし	児童数概ね	20～30名

XII.その他の計画

- (1)法人広報誌の発行 = Only One 年2回(春・秋)
キャリア推進室だより = FLEUR 年3回(5・9・1月)
- (2)職員健康診断 = 年2回(5月・11月)
- (3)利用者健康診断(X線撮影) = 年1回(春)
- (4)各種実習の受入 = 高校・中学校・養護学校等の職場体験・実習等の受入を積極的に行っていく。
- (5)地域との交流促進 = 各種行事は勿論のこと、地域との関わりを広げ、地域参加を積極的に行い、施設が地域の存在としての基盤を強化する。
地域交流センターとの連携も強化する。

令和6年4月1日

社会福祉法人 一真会

(別紙)

X.事業別運営計画

<介護福祉事業>

1.特別養護老人ホーム 花むつみ

入所までの期間短縮化及び入院・退所による空室対策として、空床利用ショートステイを推進します。そして、LIFEの活用及びPDCAサイクルの構築に取り組み、ケアの質の向上を図るとともに、ユニットケアの推進を図ります。また、ICTや介護ロボット等を活用し、情報の伝達・周知・共有の迅速化と業務負担の軽減・効率化を図り、生産性の向上に努めます。

1. 基本方針・取り組み

(1)基本方針

- ①施設は、入居者一人一人の思いや人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、利用者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるようになることを目指すものとする。
- ②事業の提供にあたっては、入居者個々の特性や人格を尊重し、常に入居者のよき理解者であり入居者の思いに寄りそったサービス提供に努めるものである。
- ③事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

(2)利用者様の処遇

ユニットケアサービスの特性を生かし、その人に合った処遇を実施して生きがいのある生活を送れるよう配慮する。

利用者の一人ひとりの生活の流れに沿った、個別性の高いサービスを提供できるよう、職員が生活の支援者として、利用者のかたわらに寄り添ったサービスを提供する。

また、食事に力を入れ、身体状況、栄養、嗜好に配慮した食事を提供する事は勿論のこと、季節感を大切に、時節の行事等に応じた食事の提供を行なう。

(3)健康管理

施設の医師または看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

看護職員による体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、利用者様の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。

たん吸引等の行為を法令に基づき行い、医師、看護師、介護員の連携のもと定期的なケア連携委員会を開催し安全に行なう。

設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。

感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる。

(4)日課

ユニットケアの特性から、利用者様個々の日課に合わせたケア体制とするが、食事の時間のみ目安は下記の通りとする。

- ・朝食 7時30分ころ～
- ・昼食 12時00分ころ～
- ・夕食 18時00分ころ～

(5)行事予定

各ユニット毎に、季節に応じた各種行事を企画し、実施する。
家庭的な雰囲気的大事にし、利用者様の個々の時節の行いを継続できるよう支援する。
全体行事としては、花むつみ祭を9月上旬に行なう。

(6)事業所の名称等

- ①特別養護老人ホーム 花むつみ
横手市十文字町睦合字川井川47番地

(7)営業日等

- 営業日 = 年中無休 24時間
定員 = 29名
職員数 = 15~20名 (その他、事務調理等)

2. 2024年度重点取り組み

- ①現場状況と収支状況を分析し、人員の適正化を継続的に行う。
- ②入院・退所による空床確保のための、空床利用型ショートステイを進める。
- ③稼働率平均97%以上を確保。
- ④栄養マネジメント・経口関連・生産性向上・LIFE等、要件を満たす体制確保を進め、各種加算取得を行う。
- ⑤喀痰吸引等、一部医療行為を行うことができる職員を増やすための各種研修、実習を行う。
- ⑥業務改善、業務分化、ICT・介護ロボット、介護システム見直し等を行い、生産性の向上を進める。
- ⑦プロジェクトチームが主体となり、利用者が「その人らしく暮らす」事ができるよう、そして「尊厳のある個別ケア」の実践し、ユニットケアを推進していく。

2.短期入所生活介護 風薫る宿 花むつみ

安心安全なサービスと情報の提供・共有等によって、家族や居宅介護支援事業所等との信頼関係を形成していきます。また利用時の満足度を上げるために付加価値のあるサービス提供に努めるとともに、利用者の意欲と、持っている力を引き出す自立支援を目指します。

1. 基本方針・取り組み

(1)基本方針

- ①事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- ③予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと

とする。

(2)利用者様の処遇

その方の在宅と施設の差をできる限りなくし、その人に合ったケアを実施して生きがいのある生活を送れるよう配慮する。

利用者の一人ひとりの生活の流れに沿った、個別性の高いサービスを提供できるよう、職員が生活の支援者として、利用者のかたわらに寄り添ったサービスを提供する。

また、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供する。

さらに、身体状況、栄養、嗜好に配慮した食事を提供する事は勿論のこと、季節感を大切に、時節の行事等に応じた食事の提供を行なう。

(3)健康管理

施設の医師または看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

看護職員による体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、利用者様の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。

たん吸引等の行為を法令に基づき行い、医師、看護師、介護員の連携のもと定期的なケア連携委員会を開催し安全に行なう。

設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。

感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる。

(4)日課

ユニット配置ではないものの、隣接の特別養護老人ホームのユニットケアのサービス体制に習い、利用者様個々の日課に合わせたケア体制とするが、食事の時間の目安は下記の通りとする。

- ・朝食 7時30分ころ～
- ・昼食 12時00分ころ～
- ・夕食 18時00分ころ～

(5)行事予定

各ユニット毎に、季節に応じた各種行事を企画し、実施する。

家庭的な雰囲気的大事にし、利用者様の個々の時節の行いを継続できるよう支援する。

全体で行なう行事としては、花むつみ祭を9月上旬に行なう。

(6)事業所の名称等

①風薫る宿 花むつみ

横手市十文字町睦合字川井川47番地

(7)営業日等

営業日 = 年中無休 24時間

定員 = 28名

職員数 = 10～15名 (その他、事務調理等)

2. 2024年度重点取り組み

①現場状況と収支状況を分析し、人員の適正化を継続的に行う。

②稼働率平均95%以上を確保。

- ③生産性向上・経口関連・看取り等、要件を満たす体制確保を進め、各種加算取得を行う。
- ④業務改善、業務分化、ICT・介護ロボット、介護システム見直し等を行い、生産性の向上を進める。
- ⑤ユニットケア(個別ケア)を推進する。
- ⑥長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す。
- ⑦イメージ戦略室との連携を強化し、空き情報などを発信していく。

3.小規模多機能の家 花むつみ・サテライト花むつみ

住み慣れた地域、自宅で過ごしたい気持ちをできる限り尊重し、家族や他事業所等、関係者との連携強化を図り、通い・訪問・宿泊のサービスを柔軟に組み合わせて提供することで、利用者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう支援します。

1. 基本方針・取り組み

(1)基本方針

- ①利用者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、通い、訪問、泊まり等を柔軟に組み合わせ必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。
- ②サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護サービス計画書に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその方が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- ③小規模多機能型居宅介護の利用者に対して通い及び訪問及び泊まりサービスを合わせて概ね週4日以上をめざす。
- ④登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- ⑤事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、サービスを提供する。
- ⑥サービスの実施にあたっては、横手市、地域包括支援センター、医療、福祉サービス等と綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(2)利用者様の処遇

- ・小規模多機能サービスの特性を生かし、その人にあった介護サービスを行い、人とのつながりを大切にして孤独感から解放し、こころ豊かな生活を送れるようサービスを進める。
- ・住み慣れた地域での在宅生活を送れるよう、利用者の一人一人の生活の流れに沿った、個別性の高いサービスを提供できるよう、職員が生活の支援者として、利用者の傍らに寄り添ったサービスを提供する。
- ・身体状況、栄養、嗜好に配慮した食事を提供する事は勿論のこと、季節感を大切に、季節の行事等に応じた食事の提供を行なう。
- ・小規模多機能利用者及びその家族の在宅介護生活を全面的に支援させて頂くために、外部業者と連携をし、小規模多機能サービスの提供時間外でケアマネジメント上で必要なご利用者への、24時間の見守りサービスを行なう。

(3)健康管理

看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、利用者様の身体的、精神

的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。
設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。
感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる。

(4)日 課

利用者様個々の日課に合わせたケア体制とするが、食事の時間のみの目安は下記の通りとする。

- ・朝食 7時30分ころ～
- ・昼食 12時00分ころ～
- ・夕食 18時00分ころ～

(5)行事予定

季節に応じた各種行事を企画し、実施する。家庭的な雰囲気を大事にし、利用者様の個々の時節の行いを継続できるように支援する。また日々のレクリエーション等もおおまげ、利用者様が安心できる施設運営を行なう。

全体行事としては、花むつみ祭を9月上旬に行なう。

(6)事業所の名称等

- ①小規模多機能の家 花むつみ
横手市十文字町睦合字川井川47番地
- ②小規模多機能の家 サテライト花むつみ
横手市十文字町十五野新田字十浦下夕70番地3

(7)営業日等

- 営業日 = 年中無休 24時間
- 定 員 = ①小規模多機能の家 花むつみ 29名(登録可能人数)
②小規模多機能の家 サテライト花むつみ 18名(登録可能人数)
- 職員数 = ①小規模多機能の家 花むつみ 10～15名 (その他、事務調理等)
②小規模多機能の家 サテライト花むつみ 6～7名

2. 2024年度重点取り組み

- ①現場状況と収支状況を分析し、人員の適正化を継続的に行う。
- ②LIFEに組み込み、加算取得を行う。
- ③登録平均=本体施設26名(86%) サテライト15名(81%)目標。
- ④訪問回数の見極めを行い、専門職員の配置を検討する。
- ⑤総合マネジメント体制加算の上位取得及び生産性向上・LIFE等、要件を満たす体制確保を進め、各種加算取得を行う。
- ⑥業務改善、業務分化、ICT・介護ロボット、介護システム見直し等を行い、生産性の向上を進める。
- ⑦イメージ戦略室との連携を強化し、空き情報などを発信していく。

4.居宅介護支援 介護の相談所 花むつみ

利用者及び家族の満足と信頼に応えるため、一人ひとりの生活を考え、在宅生活の継続や自立支援に適したケアマネジメントも提供するとともに、包括支援センター、在宅サービス事業所、

医療機関等と連携・信頼関係を形成することで、多様なニーズに対応し、質の高い、中立なケアマネジメントを作成します。

1. 基本方針・取り組み

(1)基本方針

- ①利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行なう。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なう。
- ④事業の運営に当たっては、保険者、他の在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行なう。
- ⑥保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行なう。
- ⑦上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(2)地域の介護相談所としての役割

花むつみのある十文字西地区は介護施設が他になく、当施設が西地区の介護福祉の向上を担っていくためにも、地域の介護の相談所として包括的な相談が可能となるよう地域住民の声を拾い還元していく。

また、在宅サービスであるデイサービスや小規模多機能事業所・ショートステイ事業所との連携も含め、地域の在宅介護の実状を把握し、在宅サービス部分のサービス向上を推進していく。

(3)事業所の名称等

- ①介護の相談所 花むつみ
横手市十文字町睦合字川井川47番地

(4)営業日等

- 営業日 = 月～金曜日(祝日・盆・年末年始除く)
定員 = 介護支援専門員 1名あたり35～44名
職員数 = 1名(その他、事務調理等) ※利用者数により増

2. 2024年度重点取り組み

- ①常勤ケアマネ1人あたり44名を目標とする。
- ②ケアプランデータ連携システムの構築を検討し、他事業所の動向を以ってシステムへの早期参加を行う。
- ③タブレット端末使用を行うための体制を確立する。
- ④業務改善、業務分化、ICT・介護ロボット、介護システム見直し等を行い、生産性の向上を進める。

5.通所介護 炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ

利用者一人ひとりにあった自立支援サービスを通して、在宅生活の継続に資するサービス提供に努めていきます。また、稼働率向上を目指し、サービス及び業務の改善に努め、利用者の満足度の向上と、家族、居宅介護支援事業所等との信頼形成を図ります。

1. 基本方針・取り組み

(1)基本方針

- ①事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- ③予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行なうこととする。

(2)利用者様の処遇

- ①日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
・移動、移乗の介助 ・排せつの介助 ・その他必要な身体の介護
- ②家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
・衣類着脱の介助 ・身体の清拭、洗髪、洗身 ・その他必要な入浴の介助
※人工炭酸泉を導入し、その効果効能を堪能していただく。
- ③昼食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
・準備、後始末の介助 ・食事摂取の介助 ・その他必要な食事の介助
- ④利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
・レクリエーション ・グループワーク ・行事活動 ・体操 ・機能訓練 ・休養、養護
- ⑤送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
・移動、移乗動作の介助 ・送迎
- ⑥利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行なう。
・生活、身上、介護に関する相談、助言 ・その他必要な相談、助言

(3)健康管理

看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、利用者様の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。

設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。

感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる。

(4)日 課

利用者のケアプランに沿って、個々の生きがいを大切にし、自立心を促し、個別の活動メニューに応じた日課で過ごしていただく。

営業時間内におけ利用者様個々の日課に合わせたケア体制とするが、食事の時間のみの目安は下記の通りとする。

・昼食 12時00分ころ～

(5)行事予定

季節に応じた各種行事を企画し、実施する。家庭的な雰囲気を大事にし、利用者様の個々の時節の行いを継続できるように支援する。また日々のレクリエーション等もおおまかせ、利用者様が安心できる施設運営を行なう。

全体行事としては、花むつみ祭を9月上旬に行なう。

(6)事業所の名称等

- ①炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ
横手市十文字町睦合字宿屋布14番地8

(7)営業日等

- 営業日 = 月曜日～金曜日(年末年始除く)
営業時間 = 9時30分～16時30分 (7時間)
定員 = 1日あたり10名
職員数 = 3～5名 (利用者数に応じて人員配置)

2. 2024年度重点取り組み

- ①現場状況と収支状況を分析し、人員の適正化を継続的に行う。
- ②LIFEに取り組み、加算取得を行う。
- ③稼働率平均72%以上を確保。
- ④生産性向上・認知症加算・入浴介助・LIFE等、要件を満たす体制確保を進め、各種加算取得を行う。
- ⑤業務改善、業務分化、ICT・介護ロボット、介護システム見直し等を行い、生産性の向上を進める。
- ⑥イメージ戦略室との連携を強化し、空き情報などを発信していく。

<児童福祉事業>

6.にしの杜保育園

園児や家族はもとより地域の人々に信頼され愛される福祉施設として、子育て支援の立場から広く社会に貢献します。

1. 基本方針・取り組み

(1)目的

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育を必要とする児童の保育を行なう。

(2)運営方針

- ①当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境

が等しく確保されることを目指す。

- ②当園は、保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- ③当園は、園児の属する家庭及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援等を行うよう努める。
- ④当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し運営を行なう。

(3)健康管理

看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、園児の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。

設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。

感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる。

(4)行事予定

季節に応じた各種行事を企画し、実施する。あくまで、子どもたちの生活の流れに沿ったものであり、一人ひとりの子どもが日常の中で培った力を発揮し、保育園での生活が豊かになり、自らの成長を実感し、自信を持てる場になるよう努める。

全体行事としては、花むつみ祭を9月上旬に行なう。

(5)特別保育の実施状況

延長保育、病児保育(体調不良児対応型)、乳児保育、障がい児保育、一時預かり保育

(6)事業所の名称等

①にしのだ保育園

横手市十文字町植田字一丁目127番地3

(7)園内で行うその他の事業

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・医療的ケア児保育支援事業

(8)営業日等

開園日 = 月曜日～土曜日(年末年始除く)

休園日 = 日曜日、祝日

開園時間 = 7時30分～19時00分

保育時間 = 標準:7時30分～18時30分 (延長保育)16時30分～19時00分

短時間:8時00分～16時00分 (延長保育)朝7時30分～8時00分

夕16時30分～19時00分

利用定員 = 70名 (認可定員80名)

職員数 = 20名 (調理員は外部委託のため除く)※株式会社メフォス

(9)嘱託医

内科 : 岡田小児科医院 岡田 信親

歯科 : パール歯科医院 齋藤 祐子

2. 2024年度重点取り組み

- ①ECCジュニア(英会話教室)の継続。
- ②医療的ケア児保育支援事業を継続して行う。
- ③地域、花むつみ本体施設等との交流を強化し、開かれた園運営を行う。

7.学童保育 十文字なかよし

仲間との生活を通して思いやりと忍耐する心を培うとともに、遊びを工夫し、自主性や創造性を培いながら、子どもにとって安全で安心できる生活の場の提供を目指します。

1. 基本方針

(1)運営方針

- ①事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。
- ②事業所は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業所が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ③事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常にその改善を図る。
- ④前3項に掲げるもののほか、児童福祉法及び横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年横手市条例第33号)その他関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(2)支援の内容

- ①安全指導
- ②健康管理・衛生管理
- ③遊びの指導
- ④学び(学習)の機会の確保
- ⑤生活指導(基本的生活習慣の習得の指導等)
- ⑥保護者に対する子育て支援
- ⑦その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

(3)健康管理等

- ①利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などの場合は、速やかに保護者に連絡をし、状況によっては、利用を中止する場合があること。
- ②小学校の授業休業日に欠席をする場合には、前日もしくは当日午前9時までに事務所に連絡をしていただくこと。
- ③支援提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること

(4)事業所の名称等

- ①学童保育 十文字なかよし
横手市十文字町植田字大清水105番地5

(5)営業日等

開所日 = 月曜日～土曜日(年末年始除く)
休所日 = 日曜日、祝日、12/31～1/3
開所時間 = 平日 14時00分～19時00分
 学校休業日(長期休業日含む) 7時30分～19時00分
定員 = 40名(4年生含む)

<公益事業>

8.高齢者くらしのサポートセンター花むつみ

(旧事業名：横手市低所得高齢者等住まい・生活支援事業)

日常生活における生活相談や見守り等の生活支援サービスや、住まいに困窮する方の相談及び支援を通して、地域福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献します。

1. 基本方針

(1)基本方針

本事業は、社会福祉法人や市福祉部局と不動産関係者等と市住宅部局がプラットフォームを構築して、低所得等生活支援が必要な高齢者に対して住まいの確保と住まい方の支援をすることで、住み慣れた地域で継続して暮らし続けることと地域互助の形成を目指すものである。

(2)業務の内容

事業の実施に必要な人員を配置した上で、市や事業者で構成する地域連携・協働のネットワークとなるプラットフォーム(地域連携・協働の仕組み)を構築し、当該プラットフォームを通じて住まいに困窮する対象者に対して、地域の利用可能な空き家に関する情報の提供や、入居相談及び入居支援を実施する。

併せて、日常生活に関する支援が継続的に実施できるよう日常的な生活相談や見守り等の生活支援サービスを実施する。

(3)事業概要

事業所名：高齢者くらしのサポートセンター花むつみ
事業実施地域：横手市十文字町(不動産相談等は横手市全域)
職員数：1名(住まいの相談員) 他居宅介護支援事業所と連携して行なう。

9人材育成養成研修事業

1. 基本方針

(1)基本方針

自法人内で介護職員初任者研修事業を行い、法人内介護職員や地域の無資格者等の資格取得を後押しし人材育成を図ること。また研修定員内で地域住民等へも研修事業として開放し、当法人がもつ介護スキルを地域へ開放していくことを目的とする。

(2)業務の内容

「介護職員初任者研修」として約25項目のカリキュラムからなる研修で、介護サービスの基礎知識や介護の基本動作・認知症の理解など介護職としての基本的知識・動作を学ぶ。
自施設内で行う事により、より実践的に行う。

(3)事業概要

事業所名 : 花むつみ ぬくもり”care”スクール 「介護職員初任者研修」講座
事業実施地域 : 施設周辺地域より受講者募集
職員数 : 1名(専任) 他、法人内専門スタッフが講師に入る。

10.訪問看護ステーション 花むつみ

事業所の看護職員が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な訪問看護および介護予防訪問看護事業の提供を行ないます。

1. 基本方針・取り組み

(1)基本方針

- ①訪問看護の提供にあつては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ②介護予防訪問看護の提供にあつては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③事業の実施にあつては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護(介護予防)支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2)事業の内容

- ①訪問看護計画書等の作成
- ②状態の観察
- ③身体 of 清潔援助
- ④食事および排泄等日常生活の世話
- ⑤床ずれの予防・処置
- ⑥カテーテル等の管理
- ⑦リハビリテーション
- ⑧ターミナルケア
- ⑨療養環境の整備
- ⑩家族への看護指導および介護支援・相談
- ⑪認知症患者の看護
- ⑫その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

(3)事業所の名称等

①訪問看護ステーション花むつみ

横手市十文字町十五野新田字十浦下タ70-3

※小規模多機能の家 サテライト花むつみ2階

(4)営業日等

営業日 = 月曜日～金曜日(年末年始除く)

休所日 = 土・日曜日、祝日、8/13・14、12/31～1/3

営業時間 = 8時30分～17時30分

※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

職員数 = 3名

2. 2024年度重点取り組み

①現場状況と収支状況を分析し、人員の適正化を継続的に行う。

②訪問回数=看護師1名あたり3.3回目標。

③訪問回数の見極めを行い、専門職員の配置を検討する。

④生産性向上等、要件を満たす体制確保を進め、各種加算取得を行う。

⑤業務改善、業務分化、ICT導入等を行い、生産性の向上を進める。

⑥イメージ戦略室との連携を強化し、空き情報などを発信していく。

以上